

令和3年4月1日から

寝たきり高齢者等紙おむつ等給付事業が変更になります。

市では、65歳以上の寝たきり等の高齢者の方に対し、介護用品の購入費の一部を助成し、経済的負担の軽減を図っております。

令和3年度以降、国の制度改正に伴い、より助成が必要な方が適切に利用できるよう、事業の見直しを行います。

変更点

- ①身障手帳1～2級（両下肢機能障がい・体幹機能障がい）の交付を受けており、医療的措置でおむつ等が必要な方で、在宅の方については、障がい者支援課の在宅重度障がい者対策事業の対象となります。
（障がい者支援課でのお手続きが必要です。）

身障手帳1～2級（両下肢機能障がい・体幹機能障がい）の交付を受けており、医療的措置でおむつ等が必要な方で在宅の方

4月から

在宅重度障がい者対策事業
（障がい者支援課）
・非課税世帯→月4,000円
・課税世帯 →月3,000円

- ②給付対象者の要件が変わります。

住民税の課税状況に応じて決定
・非課税世帯→月4,000円
・課税世帯 →月2,000円

4月から

本人の介護保険料の所得段階に基づいて決定します。
・介護保険料第1～3段階（非課税世帯）
→ 月4,000円

本人の介護保険料の所得段階に基づいて決定します。
・介護保険料第4～5段階
（本人が非課税で同世帯に課税者がいる方）
→ 月2,000円

本人の介護保険料の所得段階に基づいて決定します。
・介護保険料第6～10段階（本人が住民税課税の方）
→ 対象外

【問い合わせ先】

会津若松市役所 高齢福祉課
高齢者福祉グループ
Tel: 0242-39-1291
fax: 0242-39-1431